

議案第82号

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年みやき町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「いるものに限る。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年6月14日から適用する。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前	改正後
(印鑑登録の証明) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。） _____ _____ _____ _____ _____又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	(印鑑登録の証明) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。